

## 平成27年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月12日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成27年3月12日 午前8時58分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

- 議案第2号 平成27年度可児市一般会計予算について
- 議案第6号 平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第7号 平成27年度可児市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第8号 平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第9号 平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第10号 平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第16号 平成27年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第17号 平成26年度可児市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第19号 平成26年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

### 5. 出席委員（19名）

委員長	伊藤 壽	副委員長	板津 博之
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	酒井 正司
委員	澤野 伸	委員	山田 喜弘
委員	伊藤 英生	委員	勝野 正規
委員	出口 忠雄		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. その他出席した者 なし

### 8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	西田 清美	建設部長	西山 博文
水道部長	村瀬 良造	地域振興課長	坪内 豊

人づくり課長	川 合 俊	生涯学習文化室長	堀 部 建 樹
環 境 課 長	高 野 志 郎	土 木 課 長	丹 羽 克 爾
市 民 課 長	豊 吉 常 晃	スポーツ振興課長	長 瀬 繁 生
図 書 館 長	細 野 雅 央	建設部次長兼 用地課長	樋 口 孝 男
都市計画課長	纈 纈 新 吾	都市整備課長	三 好 英 隆
建築指導課長	守 口 忠 志	上下水道料金課長	小 栗 正 好
水 道 課 長	田 中 正 規		

9 . 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 議 書	小 池 祐 功	議 会 事 務 局 議 書	村 田 陽 子
------------------	---------	------------------	---------

開会 午前 8 時58分

委員長（伊藤 壽君） それでは、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、本委員会に付託されました議案のうち、議案第 2 号、議案第 6 号から議案第10号及び議案第16号の平成27年度各会計予算、議案第17号及び議案第19号の平成26年度各会計補正予算について建設市民委員会所管部分の質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言をしてください。

それでは、お手元に配付いたしました事前質疑に沿って 1 問ずつ行います。重複する質問につきましても、それぞれに説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましても、事前質疑終了後に改めて発言をしていただきます。

執行部に申し上げます。既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をしてください。

それでは、小川委員より 1 問ずつ質疑をいただきますので、よろしくお願いいたします。委員（小川富貴君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案資料番号 4 . ページ 5、建設市民、道路橋りょう費の補正のところについてお尋ねをさせていただきます。

繰越明許費が非常に多く上がっているところで御質問させていただきます。

市で C P D とか、チェック・プラン・ドゥーというような形でおやりになっていらっしゃると思いますが、P D C か、P から始まるんですね。今回の繰り越しは全体の事業、金額ベースでそれぞれ何%ぐらいに当たるのか。繰り越しによって生じる損益はどういったものがあるのか、どの程度があるのか。

次年度以降の職員の人員配置も含めて、事業への影響は、特に市民への影響をどういうふうに捉えていらっしゃるのかお尋ねさせていただくところです。以上です。

土木課長（丹羽克爾君） お答えさせていただきます。

まず繰り越しの割合でございますけれども、道路橋りょう費におきます事業、金額ベースでの繰り越しの割合は、12月議会で承認を受けました市道56号線改良事業、こちら 1 億 9,000 万円 2 件と、交通安全施設整備事業 9,000 万円 1 件を合わせまして、事業件数では実施件数が 171 件に對しまして、繰越件数 25 件でございますして 14.6% でございます。

金額ベースでは事業費 11 億 2,540 万 1,000 円に對しまして、繰越額が 6 億 911 万円でございますして、割合といたしましては 54.1% でございます。

次に、繰り越しによる損益でございますけれども、工期の延長に伴います経費等の増額はございませんので、金銭的ないわゆる損というものはございません。

ただし、事業効果が早期に発揮できていない場合もございますので、市民の皆様には御迷惑をおかけするということがございます。こういった点につきましては、おわび申し上げます。

最後、次年度への影響でございますけれども、大半の事業が年度当初に完了する予定でござ

ざいますので、大きな影響は想定されておりません。以上でございます。

委員（小川富貴君） 1点だけ再質問させてください。

さっき、PDCAというふうに教えていただきましたけれど、そのC、チェックを、とりあえず中締めとしてのチェックをどういうふうにしていらっしゃるのかお尋ねさせてください。何に問題があったのか、どう解決していくのか。

土木課長（丹羽克爾君） 半年ごとに進捗状況は、市として、全体としてそういったチェックを行われております。四半期ごとにも課の中でもいろいろ話し合いといたしますが、打ち合わせ等を行ってやってあるわけでございます。そうした中で、今回繰り越し理由につきましては、今御説明いたしましたように、事業件数に占める割合と比べまして金額ベースの割合が多いといったところからもわかりますように、やはり用地等を伴いますような比較的大きな規模の事業では、どうしてもそういった外的な要因によりまして繰り越しになる場合が多いというふうに考えております。こういったものは、あらかじめもう少し計画的といたしますが、もっとそのあたりをやっていく必要があるのかなあというふうには考えております。以上でございます。

委員（小川富貴君） これらの事業がさらに次年度に、要するに今期で仕上がらなくて残るといようなおそれはないのですね。

土木課長（丹羽克爾君） 先ほども申しましたが、大半の事業では年度当初に完了する予定でございますので、大きな影響はないというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

3番から7番までにつきましては、一括でお願いいたします。

委員（富田牧子君） 資料番号3の41ページ、多文化共生事業で外国籍市民の子供の就学支援のプレスクールや、不登校対応等のスクールの内容はどのようなものかということです。

委員（澤野 伸君） 同じところで、定住外国人の子供の就学促進事業委託料が新規事業に出されているが、可児市国際交流協会が行う既存の事業との関係性はどうか。特定財源の割合はということをお願いいたします。

副委員長（板津博之君） 同じところでございます。

新規事業である定住外国人の子供の就学促進事業について詳細な説明を求める。

また、委託料の内訳についても説明を求める。

委員（小川富貴君） 就学促進事業の委託内容は、本事業の対象生徒数と目標は。

これをお聞きしたのは、可児市近辺に高校があるんですね。高校進学に向けて子供たちは勉強するわけですが、要するに推薦枠というものがあるんですね。可児高校にまだ行けていないという実態があるということを多文化共生センターに伺ったときにお聞きしたんです。そのために、東濃高校には学習支援をしてくださった結果として行けているんだけど、枠があってもまだ進学できないような状況にあるわけです。こういうことを把握して、そのためにどう努力して下さろうとしているのかということについてお尋ねをさせていただきます。

地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

初めに、定住外国人の子供の就学促進事業におけます各教室の内容と対象となる子供の数、それから目標についてお答えしたいと思います。

重点事業説明シートの22ページをごらんください。

こちらのシート中ほどにございます説明資料（写真、地図等）というふうにあるところの欄になりますが、こちらに図があると思います。この図のほうをごらんいただきたいと思います。

この一番上のところ、就学年齢前の子供を対象にしました就学前の準備指導教室、ひよこ教室と呼んでおりますが、ひよこ教室ではコーディネーターを1名、それから日本語講師を1名、生活指導サポーター2名を配置しまして、次年度就学年齢の子供たちに対して、小学校へ入学させるための日本語指導、生活指導、保護者へのガイダンス等を行います。小学校入学前の半年の期間、毎週月曜日から金曜日まで実施をいたします。人数は、10人程度の在籍を予定しております。目標は、全員の小学校入学というふうになります。

続きまして、図の上から3つ目にあります不登校・自宅待機の子供を対象にした就学指導教室、いわゆるゆめ教室におきましては、コーディネーター1名、日本語講師2名、教科講師2名を配置しまして、主に小・中学校相当の言語や家庭環境、その他の事情により不登校、不登校の子供等を対象に日本語指導、教科指導を行います。こちらは、毎週月曜日から金曜日まで実施をいたします。年間を通じて15人程度の在籍を予定しております。目標につきましては、一人でも多くの子供が学校に行けるようになることですが、ちなみに今年度は15人おきまして15人の子供たち全員が就学を達成しております。

その次、図の一番下にございます就学年齢を超えた子供の進学等に向けた支援教室、いわゆるさつき教室におきましては、コーディネーター1名、日本語講師2名、教科講師2名を配置しまして、主に就学年齢を超えた子供に対して、高校進学への教科指導、日本語指導、生活指導を行います。毎週4日間の開催になります。年間を通じて25人程度の在籍を予定しております。目標は、これも多くの子供の高校進学ということになりますが、今年度は28名中11名が高校受験をしております。

次に、既存事業です。

現在可児市国際交流協会が行っております既存事業との関係になりますけれども、これまでひよこ教室などの教室をNPO法人可児市国際交流協会が、虹のかけはし事業というIOM国際移住機関からの財源を使いまして自主事業として行ってみえました。この事業が今年度をもって終了することに伴いまして、外国籍の子供たちへの支援事業を国際交流協会が継続して行うということが非常に困難になってきております。

一方、市といたしましては子育て世代の安心づくりを重点方針の柱といたしまして、住みごころ一番を目指しているところでありまして、これは外国籍の子供たちについても同様でございます。そこで、新年度から、これらの教室を国の財源を利用しながら市の事業として委託して行くと、こういった関係になります。開催場所を市の施設で行うということや、財

政的に安定した実施ができるなどの変更点はございますが、対象者側から見た場合については、これまでと大きく変わるわけではなく、特別に上乘せになるというわけではございません。

続きまして、委託料の内訳です。

委託料につきましては、ひよこ教室、ゆめ教室、さつき教室、それぞれの運営に係る経費が対象でございます。費目といたしましては、講師への謝礼や教材費などがございます。

次に、特定財源。

特定財源につきましては、補助率3分の1の国庫補助となりますけれども、新年度からの新規の国の補助金でありまして、対象事業に不透明な部分がまだ多かったものですから、当初予算といたしましては確実に対象となる部分のみを計上いたしております。以上です。

委員（富田牧子君） 先ほど説明の中で、私はちょっとひよこ教室のことについて聞きたいわけですが、市の施設で行うということで、今まで転々とアパートの一室を借りてという、極めて環境が不十分なところでやっていて、本当に就学前教育を行おうと思えばそれなりの設備というのは要るわけですが、今後はどこで行うということですか。

地域振興課長（坪内 豊君） おっしゃったとおり、今までマンションの一室で行ってまいりました事業でございますが、市の事業ということになる、その関係もありますので、総合会館分室の一室を使いましてこちらのほうの教室を開催するということを考えております。以上です。

委員（富田牧子君） 月曜日から金曜日までやるということは、もうその部屋はずうっとひよこ教室の部屋ということで、それなりに環境も整えていただいてやっていただけるということですよ。

地域振興課長（坪内 豊君） 必要な備品等の整備をしまして、教室として機能できるような、そういう環境を整えた上でやりたいというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

委員（小川富貴君） 昨年実績28人のうち11名が進学したというふうにお聞きしたわけですが、各校の枠の中、枠が幾つでその枠の中、どこの枠に11名が入ったんですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 教育の部分になるかなあと思うんですけれども、そこまでの数字は今手持ちにないという状況でございます。

委員（小川富貴君） 担当課だと思っんですけれども、各高校に進学枠があることは御存じですか。

地域振興課長（坪内 豊君） それは知っております。

委員（小川富貴君） この11人は、その枠を利用した形で進学したんでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 済みません、その部分については、ちょっと正確に今把握しておりません。

委員（小川富貴君） 担当課ですから、そういったことを御存じで、把握して下さって指導して下さることが重要だと思います。それによって、子供たちがより生きる形となって

きますので、強力な後押しともなるというふうに思います。ぜひ、そこら辺をきちんと承知した上で事業を遂行していただきたいと思いますがいかがですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 市の事業としてやるということは、そういうことかなというふうに考えております。

委員（富田牧子君） ゆめ教室についてお尋ねするんですけど、15人で今年度も15人達成しましたとおっしゃいますけど、本当にその人数だけでしょうか。もっとたくさんやっぱり外国籍の子供で、不登校とか自宅待機の子供というのはいるんじゃないかと思うんですけど、やっぱりそういう子たちの居場所づくりというのもすごく大事なので、これは本当にやっていただいているなと思いますけど、この15人というその対象だけでいいのか。多くの地域に、やっぱり遠くの地域もあると思うんですけど、なかなか来ようと思っても来られないとか、そういう場合もあると思うんですけど、そういうことについては、どのような手だてで多くの子供たちにゆめ教室に来てもらうように考えていますか。

地域振興課長（坪内 豊君） 実際今、外国人市民意識調査という調査をちょうど集計しておるところなんですけれども、そういった中やっぱり出てくるのは意識の違いというのは根底にある部分もあります。こういった部分をもとから意識を変えていくという、そういった部分が必要なのかなということも思っておりますので、いろんな意味で総合的に少しはそのあたりは取り組んでいく必要があるのかなというふうな認識をしております。以上です。

委員（小川富貴君） 事業補助金というのは、確実に対象となるものがあるものに関してというふうに答弁されましたけれど、その確実に対象となるものというのは主にどのようなものですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 今補助申請としましては、ひよこ教室、ゆめ教室、さつき教室、それぞれ全て申請をしております。これにあわせて、ばら教室もあわせて対象になるようにということで申請しているというのが今の現状です。一方、その当時の状況としましては、本当に当初予算編成の段階では、国のほうがまだ決まってきたばかりという状況でしたので、文部科学省のほうともいろいろ協議したんですけれども、ひよこ教室はまず対象となるであろうというようなお話がその時点でありましたので、その部分だけを今組んでいるという状況でございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

次、2番と6番につきましてはあわせてお願いします。

委員（酒井正司君） 同じ資料で同じページです。

多文化共生事業、地域リーダー育成のプログラム内容の目的、人数、期間、職務、資格、費用などを教えてください。

委員（川合敏己君） 同じく41ページ、多文化共生事業です。

地域国際化推進助成事業補助金における平成27年度の地域リーダーとは、誰がどういった

役割を担うものか、お願いいたします。

地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えいたします。

まず、この事業の目的につきましては、多文化共生に対する理解や住民同士の調整、そして課題解決ができる外国人と日本人のリーダー的人材を育てて、これまで外国人コミュニティのキーパーソンに頼っていた地域活動参加だとか、日本人との交流、こういったものをこの事業で育ったリーダーが各地域で進めていけるように、そういったことができるようにするというのがこの事業の目的でございます。

プログラムの概要につきましては、コーディネーターによるガイダンスや講座、これを基本といたしまして人材育成を図るというものでございますが、近隣の工場や会社の見学、キャンプ場での寝食をともしずなを深めるような企画、市防災士の協力を得まして避難所で生活体験や炊き出し訓練、こういったことなどの実施、こういったことを織りまぜたようなプログラムということで考えております。

人数につきましては20人程度、期間は1年を通じて。受講して資格を得られるというものではございませんが、何らかの修了証のようなものが出せるとよいというふうに考えております。特別な費用負担はございません。

それから、地域リーダーの役割につきましては、これも繰り返しになってしまいますけれども、多文化共生に対する理解や住民同士の調整、そして課題解決をしていただくことで地域活動参加や日本人との交流を各地域で進めていただくことを想定しております。そういった役割を考えております。

地域活動と申しますのは、花いっぱい運動とか運動会、そういったものだけでなく、地域でのいろんな行事、いろいろ行われているような各種行事、それとか防災訓練などが考えられますけれども、こういった地域活動に参加するように、近くに住む外国人を誘ってくれるような、そういったところに行きましょうというふうに誘ってくれるような、そういう身近な地域に住む人たちを地域リーダーというふうに考えております。以上です。

委員（酒井正司君） そうすると、いわゆる住民との橋渡し役というような理解をしたんですが、そうしますと、各地域にそれなりの割り当てといたしますか、それぞれの地域に何人かおり、特に外国人の多いところはそれなりに人数も多いほうが望ましいかと思うんですが、そういう地域割り当てのようなことはお考えですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 割り振りまでは考えていないんですけれども、そういったところになるべく声をかけながら、今おっしゃった集住地域、そういったところにたくさん参加いただけるような、そういうような声かけはしていきたいというふうに考えております。

委員（酒井正司君） 1年間講習を受けて、その後こういう役割を担当されるということですが、これは長期的な展望、とりあえず20人程度ということですが、その後の長期的な計画というようなものはございますか。

地域振興課長（坪内 豊君） まずこれもきっかけづくりなのかなというふうに1つ考えておりまして、いろんな事業の形は変わっていくかもしれないんですけれども、そのリーダー



を育成していくということは、今年度も実際行っておりまして、そういった仕掛けをすることによって、リーダー的存在の人たちが各地域でふえていくというようなことを継続していくということかなというふうに考えております。以上です。

委員（酒井正司君） 基本的にはボランティアの形かと思うんですが、その辺、待遇というほどじゃないですが、その辺のお考えは。

地域振興課長（坪内 豊君） ボランティアということですが、対応ということですか。

委員（酒井正司君） 例えばキャンプなんか行く場合に、交通費等、食事等々いろいろ費用がかかりますよね。そういう負担は個人には及ばないという理解でよろしいでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 費用負担なしでやりやすいように、まず入ってくるきっかけづくりという意味合いがありますので、参加しやすい形でやっていこうというふうに考えております。

委員（川合敏己君） 外国人側のほうでは、多分ことしやっぺらっぺらと思うんです、地域リーダーの養成ということで。今回平成27年度に関しては、これは日本人を対象としたものとしていくんでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） どちらの方も鍵を握る方になるのかなというふうに思っておりますので、外国人の方もそういう対象にして、どちらもそのリーダーになれるような方ということで考えておりますが、ただ、今までの少し弱かったところとしては、日本人の方のリーダー的な方がちょっと少ないというところかなと思っておりますので、そういった方々がふえればいいのかない、そういう思いはあります。以上です。

副委員長（板津博之君） 日本人と外国人の方、それぞれ何名ぐらい目標、目標みたいなものはありますか。

地域振興課長（坪内 豊君） その割合までの目標はちょっと定めていないという状況です。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 資料3の46ページ、まちづくり支援事業です。

まちづくり活動助成金がございますが、その内容、特色と支援件数、実績等があれば御紹介ください。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは、まちづくり活動助成事業につきましてお答えさせていただきます。

まちづくり活動助成事業につきましては、平成24年度から優先事業テーマというのを設定しております。平成26年度、今年度優先事業として設定しましたのが4つありまして、1つは健康づくりに対する取り組み、それから子育てに関する取り組み、それから地域資源の活性化に関する取り組みということ、それから防災力向上に対する取り組み、この4つなんです。

今年度のまちづくり活動助成対象事業の助成件数は、全部で6件ございました。先ほどの区分でこの6つの事業を分類しますと、子育て関係が2件、地域資源の活性化が4件と、

こういった内訳になっております。平成25年度につきましても同様の傾向が見られます。ちなみに、子育てが3件、地域資源が3件というのが平成25年度になるんですが、このことから新年度の内容の特色といたしましては、子育てに関する取り組みと地域資源の活性化に関する取り組みが多いということが見込まれております。

新年度想定します支援件数につきましては8件程度を想定しております。以上です。

委員（伊藤健二君） 地域資源の活性化に関する取り組みの具体的なテーマを、少し紹介してもらえますか。

地域振興課長（坪内 豊君） 平成26年度で申しますと、地域資源の活性化に関する取り組みにつきましては、土田の東山地区で行われました「地域の交流と絆を深める大運動会」という自治会活動を広げていくためのそういう事業が1つ。それから帷子花火大会ですね。これは恒例となりつつあります帷子の花火大会という事業。それから、駅前にぎわいプロジェクトとして、可児の駅前で行的われておりますフェスティバルの関係。それから、クリスマスコンサートとして可児市民第九合唱団が行われました、第九を歌うというコンサート。こういったもの4つが地域資源の活性化に関する取り組みということになります。以上です。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 資料番号3、46ページの支え愛地域づくりモデル事業で、平成27年度にKマネーの販売が開始されるが、プレミアムKマネー発行量を踏まえた販売量の設定となっているかどうかお聞かせください。

地域振興課長（坪内 豊君） Kマネーにつきましてですが、新年度からプレミアムKマネーとは異なる通常のKマネーの販売を予定しております。これは新年度につきましては、総額で500万円の予算計上としております。

これはプレミアムKマネーの発行が5億1,000万円ございまして、これによる大きな経済波及効果が見込まれるということがございます。それと、混乱を防ぐという意味もありましたので、そのあたりを考慮した設定で500万円というふうにさせていただいております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（山根一男君） 次の47ページの交通安全環境整備事業ですけれども、交通安全環境整備工事費440万円は、対前年度比で120万円ふえています。どのような積算になっていますか。また、これで地域要望などにはどの程度応えられるのでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 平成27年度の工事費でございますけれども、設置いたします形態、これは単独の柱を設けるのか、電柱等に添架するのか。それから反射鏡ですとその鏡が1面か複数か、そういったものにもよりますが、標準的な形態で道路反射鏡を20カ所、それから

通学路標識を10カ所の整備を予定いたしております。

ただ、この整備には既存の施設が、今道路反射鏡につきましては約1,300カ所、通学路標識は約280カ所はございまして、こうした施設のうちで老朽化施設の更新もあわせて実施する予定でございます。

地域からの要望につきましては、平成26年度、道路反射鏡で34件、通学路標識で3件の自治会要望がございました。こうした要望箇所を全件現地調査いたしまして、緊急度ですとか優先度を勘案して設置候補箇所を絞りまして、その中で設置場所の協力が得られた場所、こちら道路反射鏡で10カ所、それから通学路標識で3カ所でございますが、そういったところの整備を行いました。

平成27年度も、自治会要望の中からこういった緊急度、優先度の高いところから順次整備していくわけでございますけれども、適当な設置箇所が確保できるよう、地域の皆様にも御協力をいただきたいというふうに考えております、以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 次に、48ページの集会施設整備事業で、耐震工事の未実施施設数をお聞かせください。

地域振興課長（坪内 豊君） 集会施設につきましては、自治会等の所有する施設でございますので、正確な状況というのは把握しているわけではございません。その前提で過去の調査をもとにお答えいたしますと、昭和56年の建築基準法改正前に建築されました集会施設が169件中42件で全体の25%に当たります。新耐震基準が導入されました同法改正後に建設されました集会施設がちょうど100件で59%に当たります。不明が16%の27件という状況でございます。

建築基準法改正前に建設されました建物で、実際に耐震基準を満たしていないかどうかについては、これは調査をしてみないとわからないということではございますが、市としてはそこまでの把握はしていないという状況でございます。

なお、これまでに集会施設整備事業、この補助金を使いまして耐震改修されました施設はこれまで3件という実績でございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 資料ナンバー3、48ページ、自治振興事業についてお尋ねします。

自治会活動報償費の支出はというところでございますけれども、自治連絡協議会を各種自治会の代表とするという民主的な正当性はこういった要件で担保されているのでしょうか。同会は自治会と同様、任意団体とすれば、任意団体への補助要綱から見れば、自主的に運営している団体に補助をするというような文言があったと思うんです。それは、金銭的にも自主

的に運営されているということが要件であろうかと思えますけれども、この自治連絡協議会は会費の徴収は行われているのでしょうか、お尋ねします。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは、お答えさせていただきます。

自治会活動報償費の支出先は自治連合会です。

次に、自治連絡協議会の民主的な正当性につきましては、市内14の地区で自治会の意思により自発的に設置されました自治連合会、この自治連合会の間で情報交換や連絡調整を図ることにより、地域の課題を解決したり、地域住民の福祉や防災力の向上、こういったことを目的に自発的に設置された任意団体が自治連絡協議会ということでございます。したがって、民主的な正当性に基づくというふうに理解をしております。

それから、会費の納入につきましては、各自治連合会から会費を徴収しているというように聞いております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

〔発言する者あり〕

委員（小川富貴君） ごめんなさい。今最後、各自治連合会から会費を徴収していると聞いていますってどういうことですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 自治連絡協議会といいますのは、各14の地区の自治連合会の会長で組織をされているという、そういうような組織でございますので、各自治連合会からその会費を納入しているという実績ですので、会費の納入はあるかという御質問ですのでそういうことはありますということをお答えさせていただいたという次第でございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

次、13番から16番まで一括でお願いします。

委員（酒井正司君） 49ページの国際交流事業でございます。

日常交流に向けての準備と説明がありましたが、具体的なイメージをお聞かせください。

委員（川合敏己君） 同じく49ページ、国際交流事業の交流用備品購入費であります。

交流ツールとしてスカイプを利用するが英語に限ったものか。多言語に対しての活用も視野に入れているのか。

同じく49ページ、国際交流事業の交流調査用旅費は、将来の事業展開のためと説明でありましたが、レッドランド市と何かしらの展開を想定しているのか。

委員（小川富貴君） 同じくです。

交流調査の具体的な目的と内容、参加人数は。そして予定期日はいつごろですか。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは、日常交流の部分と、それから交流調査の部分、少

し分けて説明させていただきます。

初めに、日常交流につきまして説明をさせていただきます。

多文化共生センターフレビアにおきまして、スカイプができる環境を整えまして、時差の少ない、これはオーストラリアの東部であれば1時間程度になりますが、オーストラリアと子供から大人までが交流できるようにしたいというふうに考えております。

まずは、現在交流のありますクリーブランド高校、先般おいでいただきましたが、クリーブランド高校とのやりとりを想定しております。このクリーブランド高校では、高校生だけでなく、社会人や小さな子供たちも参加できるような、そういうオープンな環境というふうに聞いておりますので、相手の場所はそこから始めたいというふうに考えております。

今後の国際交流の展開に当たりまして、交流の入り口部分としてまず始めたいのは、きっかけづくりでございます。多文化共生センターフレビアでのスカイプが、こういった交流がきっかけとなりまして、ここで相手とメールアドレスを交換して自由に相手と交流していただければと、そういうふうに考えております。スカイプですので、自宅でやっていただいても、当然多文化共生センターフレビアの施設を使っていただいてもいいかなというふうに思っております。

これがきっかけとなりまして、多くの市民がオーストラリアの人たちと日常的に交流していただければというふうに考えております。こういった日常での交流によりまして、国際交流の裾野を広げまして、以降の滞在型交流につなげていきたいというふうに考えております。これが日常交流でございます。

英語に限ったものかという御質問をいただいておりますけれども、まず英語に限ってオーストラリアと行いたいというふうに考えております。多言語に対しましては、必要に応じて対応はできるというふうに考えておりますが、可児市に住んでみえるフィリピンやブラジルなどの外国籍市民との交流につきましては、多文化共生事業としましてこれまでも力を入れて進めてまいったところでございます。地域での多文化共生というのが進めば、スカイプによらずともフェース・トゥ・フェースで、そういった関係でさらに進んだ交流が可能ではないかというふうに考えております。こういった面も可児市の大きな魅力の一つというふうに考えております。

続きまして、交流調査につきましてですが、レッドランド市との事業展開につきましては、今年度はプレンベール小学校の児童15名と先生ら4名が9月に見えました。それからクリーブランド高校につきましては、生徒21名と先生ら3名が11月に可児市を訪れまして、可児市の子供たちとの交流が行われたところですが、今後は可児市の子供や大人がオーストラリアを訪問するような、そういう事業展開を考えております。こちらから子供から大人までが訪問するような、そういう事業展開を考えております。

交流調査の目的と内容につきましてですが、国際交流事業への将来への事業展開、これのためにオーストラリア、レッドランド市等を訪問しまして、個別事業が適しているかどうか、そういったものを現地におきまして確認する必要があります。そのため現地を視察するとい

うこととともに現地スタッフとの綿密な打ち合わせ、調整をしていきたいというふうを考えております。

参加人数につきましては、市長、議会、教育委員会の代表や、予算としましては市の職員につきましては、観光、経済など関連する職員5名を想定しております。予定期日につきましては、現地で4日ほどの滞在を考えております。時期については、今のところ未定でございます。以上です。

委員（酒井正司君） クリーブランド高校との交流が上げられましたが、前回と前々回と2回かかわったんですが、はっきり言いまして、かなり課題があるなあということと、これからやろうとすることに随分ギャップがあるなあというふうに感じております。

例えば前は可児市の滞在時間というのは極めて少なく、施設でいえば花フェスタ記念公園の茶室と可児郷土歴史館に行っただけですわ。高校へは当然行きましたですけどね、ということは、文化創造センター a 1 a にも行ってない、工業団地にも行ってない、ほか可児市のいわゆるポテンシャルなようなところへ全然行ってない。行ったのは、まず大阪に入って、次の日は名古屋城見学、それから高山へ行って、白川郷へ行って、最後バイバイパーティーというようなことで、行政の顔も当然見られなかったですし、これを発展的に果たして継続する気があるのかなあと非常に疑問を感じたわけですけども、前回の訪問に関して反省点は何かございますか。

地域振興課長（坪内 豊君） まず、クリーブランド高校の交流とプレンベール小学校の交流と2つあったんですけど、これは少し性質が違う部分がございます。クリーブランド高校の交流につきましては可児工業高校と姉妹校提携を結んでみえますので、高校の交流が基本的に中心になってくるということですので、可児工業高校の授業に向こうの生徒たちが出てという時間が結構あったかと思っておりますので、それが中心になってくるのかな。それから高校生の子供たちの家にホームステイをすとか、そういうことは行われていたというふうを考えております。

プレンベール小学校につきましては、これは市の予算事業ということになりますので、全面的に市の施設を使って宿泊をする。それからホームビジットという形で、その子供たちが日本の家庭に行って食事をすると、そういう交流もありましたし、当然学校の交流というか、学校の授業を一緒に受けると、そういうこともありましたので、決して観光だけが中心のものではないというふうを考えております。

ただ、これからにつきましては、相互に日常的な交流を含めて、行き来ということが進んでいくということが考えられますので、その部分については、今まで以上に踏み込んだものになるのかなと、そういうふうには考えております。以上です。

委員（酒井正司君） 小学校と高校とは当初の取っかかりも違いますし、方向性も違うかと思うんですが、例えば小学校のほうは私は非常にいいなあと、ただクリーブランド高校についていえば、もう少し親切な対応といいですか、踏み込む必要はないんですが、親切な対応、例えばこれは組み立てを全て旅行社に頼んでいるんですね。そこにやっぱりアドバイザー

というか、何らかの形でやっぱり行政が将来の発展に向けてのかかわりが欲しかったなあということをおもっています。

これからの、例えば生徒のホームステイの受け入れなんかでも、随分御苦労されて、1軒に何人も入ったりとか、送迎が大変だったというようなこともお聞きしましたし、費用面でも、私、ちょっと心配する面もあったんですが、今後のやっぱり長期的な総合交流といえますか、今回は来てもらったんですが、私、前回のあれを見ている限り、こちらから行くについても、かなり手探り的な要素が強いなあと思うんですが、もう一度聞きますけれども、前回の交流の反省点は聞きましたが、向けての心構えといえますか、あるいは可児工業高校だけに限らず、ほかの高校への波及なんかもお考えでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 取っかかりとしまして、今、小学校の交流が始まりましたし、高校の交流は可児工業高校のほうを中心ということになるんですけども、これからの展開ということになりますと、大人までを含めたそういうところまで行くものなのかなというふうにおもっていますので、そこに目線を据えて広げて考えていきたいと。子供から大人までという視点で考えていきたいなというふうにおもっています。

委員（富田牧子君） 先ほど、参加人員について、市長と議会と教育委員会と、それから職員が5人ということですかね。ですから全部で8人の費用がこの200万円ということですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 済みません、その部分、説明があれなんですけれども、職員5名の分の旅費がその事業に組んであるというふうにおもっていただければと思います。そのほかの方々につきましては、それぞれの科目に組んであるというふうになります。

委員（富田牧子君） そうすると、1人40万円ということですよ、これについては。

それで、ちょっとあるところから聞いたんですが、今度のこの交流調査事業に行くのは、お金はもちろん自分たちで出されると思うんですけど、可児ロータリークラブとか、それから可児ライオンズクラブの人も行くなどということをおもったんですが、そういうことはありませんよね。これは純粹に市がそういう今後この多文化共生をやっていく、国際交流をやっていくということによっていく調査ですよ。

地域振興課長（坪内 豊君） 今の部分につきましては、今のところ未定ですので、何とも申し上げられませんけれども、この事業として行うのは調査のために行くという、その旅費ということになります。

委員（富田牧子君） 今の部分はわかりませんと言うけど、どこからどうやってそういう話が出てくるんだと思いますか。そういうことは全くないということおもえますか。どうなんですか、ちょっと聞かせてほしいけど。

地域振興課長（坪内 豊君） 可能性としてはあると思いますよ。まだ未定というだけで。事業をいろんな意味で展開させていくのに必要であるという方であれば参加していくということは、それは将来のためということになりますので、そういう意味ではあり得るのかなというふうにおもいます。

委員（富田牧子君） ということは、この調査団は基本は8人ぐらいであるけど、それに自

分でお金を出してくれるからプラスしてそういう人も連れていくんだよということですよ。それが、いろいろ今後の市の展開するいろんな事業に役立つかもしれないからということですね。

もう1つ聞きたいのは、個別事業の適否と今目的を言われたけど、その個別事業というのはどれとどれでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 個別事業というのは、考え方としまして、先ほどからお話ししております子供だけでなく、市民皆さんが参加しやすいような、安価であれば一番いいと思うんですけど、安くて、それ以上に魅力のあるような可児市オリジナルのツアー、そういったような企画ができないかなというふうに考えているんですけども、そういった事業を個別事業というふうに考えております。

委員（富田牧子君） ちょっとよくわからない。

今の話って、可児市のオリジナルの観光事業ができないかという、それも個別事業に入るということなんですかね。

個別事業と言われる中身をもうちょとやっぱ子供から大人までが交流できるというのが一つの事業、あとこの事業この事業というのがあるんなら、きちっと具体的に事業名を言って教えていただきたいなと思うんですけど。

地域振興課長（坪内 豊君） 今お話ししたようなものからいろいろ個別に発生するというようなイメージで捉えていただければと思うんですけども、例えばホームステイをするというようなこともそのメニューの中に入ってくると思いますし、観光というそういうイメージだけじゃなくて、交流というようなものとしてどういうものが組めるのかとか、そういったことを検討してくるというふうに考えてくださればと思います。以上です。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 17番、資料3の49ページ、子どものいじめ防止事業の関連です。

いじめ防止専門委員会特別顧問、今、尾木先生に年間で150万円ですか、委託料を払って幾つかの事業を毎年取り組んでいます。

この委託料によって特別顧問としてネームバリューもある人の指導と援助を受けておるといことですが、次のステップはどのように考えておられるかということをお尋ねします。

人づくり課長（川合 俊君） それではお答えします。

いじめ防止専門委員会特別顧問の委託につきましては、平成24年度から教育評論家の尾木直樹氏にお願いしております。

その内容といたしましては、先ほどおっしゃいましたように、市民講演の開催、学校訪問、対応が困難ないじめ事案の対応策の相談及びいじめ防止パンフレット、これは市がつくるものでございますが、のメッセージとか写真の使用、あるいはその内容についての助言等をいただいております。



また、可児市に来られた際に、いじめ防止専門委員会委員や教育委員会の委員と懇談する機会を設けまして、本市のいじめ防止の取り組みなどについての意見交換を行い、アドバイスなどもいただいております。

それ以外にもですけれども、尾木氏の著作物を通じまして可児市の取り組みを紹介していただくなど、尾木氏のメッセージの発信力は非常に大きく、その効果は大変高いものであると考えております。

その一方でですけれども、毎年定期的な市民講演会の開催や学校訪問はスケジュールの調整の面もございますけれども、少し無理をして行っていた側面もあります。

平成27年度になりますけれども、小学校4校を学校訪問していただきますと、可児市内の小・中学校の訪問が平成24年度から一通り全部回ったことになります。それを区切りといたしまして、今後は定期的な講演会や学校訪問などの事業を含めた委託事業の見直しについて行っていきたいと考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

18、19とあわせてお願いいたします。

委員（富田牧子君） 51ページの戸籍住民登録事業です。

個人番号カードの使用についてですけれども、これが10月から番号を振られるということですから、どのような場合にこれというのは提示を求められるのか。これまで住民基本台帳カードを持っておりましたけれども、その番号は廃棄をしていいのか。また、この個人番号カードによってセンシティブ情報が集約されるというおそれはないのでしょうか。また、どのように成り済ましを防止するのかという点についてお尋ねをします。

委員（小川富貴君） 同じく戸籍住民登録事業です。

個人番号カード事務委託先はどういったところにされるのでしょうか。その事務の具体的内容はです。

市民課長（豊吉常晃君） それでは、最初に富田委員の御質問にお答えします。

まず、個人番号カードを提示する場面につきましてですけれども、個人番号を利用できる範囲は社会保障、税、災害対策の3分野に限られており、社会保障の分野では年金や雇用保険、生活保護、児童手当などを申請する場合において、また税の分野では確定申告などの手続などでマイナンバーの記載を求められることとなります。

個人番号カードは、こうした各種の手続における番号の確認及び本人確認の手段として利用されることとなります。

住民基本台帳カードは、平成28年1月以降に新規に発行されることはありませんけれども、有効期限が平成28年1月以降のものにつきましては、有効期限内であれば引き続き利用可能でございます。ただし、新たに個人番号カードを取得した時点で住民基本台帳カードは廃止となります。

御質問にありました住民基本台帳カードの番号はということでございますけれども、こちらは住民票コードということでは11桁の番号を示してあることだと思いますけれども、これは住民基本台帳カードに表示はされておるものではございません。これから個人番号が12桁できていくわけですが、これまでの住民票コードというのを新たに変換しまして作成されるというふうに承知しております。

続きまして、慎重を要する情報についてですが、個人番号カードには氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載され、本人の顔写真が表示されます。ＩＣチップ内にはこれらの情報が記録されますが、税や年金の情報などプライバシーの高い情報がその中に記録されることではございません。

続きまして、成り済ましへの対策ですが、各種手続の申請においては個人番号の確認とともに厳正な本人確認が必要となります。

また、それぞれの機関が保有する情報は特定の機関に集約されるのではなく、従来どおり各機関において分散管理を実施した上で、その都度実施機関が専用ネットワークを通じて問い合わせる仕組みとなっております。

また、アクセスできる人の制限を実施するなど、システム面での措置を行うほか、行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたかを確認できるマイポータルという制度を導入するなど、成り済ましによる不正利用を防止してまいります。

続きまして、小川委員の質問にお答えしますが、御質問の点につきましては予算説明で説明したところでございますけれども、個人番号カードの発行等の業務につきましては、全国の市町村から地方公共団体情報システム機構、頭文字をとりまして通称「J-LIS」といいますけれども、そちらへ事務委任します。

事務委任に含まれます内容としましては、世帯別に各家庭に郵送で送付される通知カードの作成と発送事務、申請者に対する個人番号カードの申し込み受け付け業務、個人番号カードの製造、発行と各自治体への郵送業務、住民からの問い合わせへの対応業務などがございます。以上です。

委員（富田牧子君） 先ほど、どのような場合に提示を求められるのかについて、例えば確定申告のときというふうに言われましたけど、このときに携帯していないということになったら何か不都合が起こるでしょうか。

市民課長（豊吉常晃君） 先ほど言いました3分野におきまして、来年1月以降は12桁の番号が全ての国民に振られまして、それをもとにさまざまな情報連携をされるということになります。税の確定申告につきましては、来年のこの時期の確定申告はまだ12桁の番号を記載することはないんですが、もう1年後の平成29年の2月、3月の確定申告のときから個人番号を御記入いただくというような予定で聞いております。その個人番号によりましてさまざまな省庁間の連携がとられるということでございますので、基本的に12桁の番号を各種の手続の申請書に御記入いただくことは基本になってくるというふうに認識しております。

委員（富田牧子君） 記入しなかったら罰則があるとか、そういうことはないですね。

市民課長（豊吉常晃君） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づきましては、その番号を記入するという義務を有するという事を聞いておりますので、それを徹底して皆さんに御記入いただくということが基本になってくるというふうに、罰則というところの部分はちょっと承知しておりませんが、そういうような流れになってくると理解しております。

委員（富田牧子君） すると、結構常時、運転免許証みたいに常時携帯をしていないといけないということですか。

市民課長（豊吉常晃君） 個人番号カードにつきましては、顔写真つきで身分証明書にもなることになりまして、その裏面には12桁の番号が表示されるわけでございますけれども、常にその番号が、常時携帯しないといけないとまでは、希望者に交付するものでございますので、ただし、各種の手続において記入する場合は、その番号が確かに本人の番号ということを示して間違いないということを確認しないと後から情報連携で不都合が出てきますので、先ほど言いましたことしの10月から全国民の方に郵送される予定でございますけれども、通知カード、これは紙製のカードでございますが、こちらのほうにも12桁の番号が表示される予定でございますので、それも個人番号カードを申請されない方はそちらも大切に保管していただきたいというような流れでございます。

委員（小川富貴君） 自分の情報がどういうふうにごくによって閲覧されたかを見るマイポータルというものがあるというふうにおっしゃいましたけれども、このサービスを受ける先は市民としては、一個人としては、どこでそのサービスを受けられますか。

市民課長（豊吉常晃君） 先ほどの制度につきましては、個人番号カードを利用してそれに本人確認をしてそれに接続するというのを本人確認の上で機器に接続して検索するといいますが、確認するという、そういうような形になってくると承知しております。

委員（小川富貴君） だから、それは家のパソコンでできるのか、どこかに行ってやるのか、どうなんですか。

市民課長（豊吉常晃君） 読み取り機を用いて自宅のパソコンで検索できるというふうに理解しておりますが、ただしパソコンがない方はじゃあどうするのというお話ですが、公共施設等にはそれにアクセスできるような機器も設置していきたいという国の方針も現在出ておるところでございます。

また、詳しくわかりましたら適切に運用してまいりたいというふうに思っております。

委員（伊藤健二君） ちょっと初歩的な質問で済みません。

1人の市民に一生12桁の1つの番号が振られるというふうに理解をしています。それは本人にことし10月に今のお話で通知されて、あなたの番号はこれだよということですね。毎日どこかで子供が生まれ、毎日どこかで人が亡くなっていきますが、1人、一生で、つまり私、伊藤健二については1つの番号しかないんだということですよ。そうすると番号を誰が振っているかという話で、さっきの「何とかとかいう統一機構で可児市で子供が何人生まれたよと、何月何日という情報が生まれた直後にその機構へどどん行くという流れでいくと

ということですよ。

そうしますと、その全国民の顔写真は別にして、住所、氏名、生年月日、性別、基本4情報、いわゆる住民基本台帳カード上に載っておる部分プラスこの番号が、データとして全国民がストックされると。亡くなった人の分は閉鎖というか、廃棄処理というか、閉鎖でしょうね、番号が重ならないために、ということは今後日本国家が続く限りやっていくということを宣言したということによろしいのでしょうか。

市民課長（豊吉常晃君） 流れとしますと、赤ちゃんが生まれますと新たに住民票コードというのを、今でもありますけれども、固有の番号が住民票に振られます。それでそれを今度はJ-LISというその機構のほうに通知をしますと、そのコードを変換して唯一無二の一生変わらない番号がその赤ちゃんについてくるわけでございますので、今後もその形態は変わらずにその都度通知が行われるというようなことで、それをもとにずっと一生涯の年金記録とかは運用されていくというような形になってくるものでございます。

委員（伊藤健二君） 最後の確認ですが、私、自分が年金をもらう年になったので年金の申請のときに住民基本台帳カードを使って試しでやったら、もうあと特に書類は要りませんと、この住民基本台帳カードがあるので全て情報がとれますから結構ですとって案内を受けました。つまり、住民基本台帳カードを1回使って登録すれば、関係省庁との関係では必要なデータは全部吸い上げられると、つまり各機関が持っている個人情報、関係するところが職権を通じて幾らでも集められる状態になっておるわけですね。住民基本台帳カードは個人番号カードの発行に伴って廃棄して切りかえていくということで、住民基本台帳カードは11桁でしたけど、私は特別何もしなくても自動的に日本年金機構に対して処理が進んでいくというふうに考えていてもいいわけでしょうか。つまり、そこら辺の切りかえに伴う問題は、国民の側に、さっき言った提示の義務は本人の側にあるということでしたけれども、これまで住民基本台帳カードを使って処理した分については自動的に日本国政府が情報集約して切りかえてくれると、逆に言えば、何でもできるということですが、そういう形になるんですか。

市民課長（豊吉常晃君） 今回の法の趣旨としますと、今までは住民基本台帳カードを用いまして年金とか全国一律でどこでも住民票がとれるとか、そういうネットワークを構築して平成15年から運用されてきたわけでございますけれども、さらに税の部門、さらには別の社会保障の部門、災害対策の部門、3つの部分につきまして、さらに大きな枠組みで新しい番号をつけまして運用していこうということでございまして、今の住民票コードというのはこれからも残ります。それからもう1つ、個人番号カードという12桁のものも残りまして、希望に応じてですけれども、住民票を御請求いただきますと、それ以降は住民票コードという番号と個人番号というのがそれぞれ住民票に載ってくることもできるんですけれども、そういうことを踏まえて、今の日本年金機構の年金の事務についてはスムーズに移行するものと思っております。

委員（伊藤健二君） もう一遍、一言だけ確認しますが、日本年金機構が12桁の個人番号

カードのもと、いわゆる全国民のリストを保有するわけじゃないんですね。あくまで「何とかの全体の機構がファイルは持つと、リストとしてのものは。そこへ日本年金機構が必要に応じて問い合わせをかけて、切りかえをする部分は切りかえてくれるというふうな理解でいいですか。

市民課長（豊吉常晃君） そのとおりで理解しております。

例えば市税の賦課につきましても、扶養の関係とかいろいろ今は申告をしていただきましたその控除なんかをしておりますけれども、例えば年金や福祉の関係の給付をとるときには所得証明書をつけて申請するというのが今までありますけれども、窓口では所得証明書の添付を省いて、その窓口が今度は所得を確認するときには当局のほうにその12桁をもって、その権限はもちろん制限はございますけれども、そちらに照会をかけるということでございますので、個人番号自体は「J-LIS」のほうで把握しておるということでございます。

委員長（伊藤 壽君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

地域振興課長（坪内 豊君） 済みません、先ほど小川委員から御質問いただきました進学した高校の関係なんですけれども、さつき教室からは8人進学しております、その中で外国人枠を使って行ったのは2人と、あとはそのほかということです。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、ここで25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時24分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、20番、21番、22番の質疑につきまして、一括でお願いいたします。

委員（川合敏己君） お願いいたします。

資料番号3.67ページ、環境保全事業、特定外来生物防除事業委託料のオオキンケイギクの除去は、本市に隣接する他の市町も一斉に行うとより効果が高くなると考えるが、その予定になっていますでしょうか。

委員（富田牧子君） オオキンケイギクの除草については、これまで従来から取り組んでいると思いますけれど、今回の方法でどれぐらい除去できそうでしょうか。

委員（小川富貴君） 同じく同じところの問題ですが、特定外来生物防除事業の委託形態はどういうもので、その期間はどのような形になるのでしょうか、お尋ねします。

環境課長（高野志郎君） それではお3方の御質問にお答えします。

まず、川合委員の他の市町村も一斉に行うほうが効果が高いという御質問です。

そのとおりで、広域的に取り組むのが、それも長期的に継続してやるのが効果的というふうには認識をしておりますけれども、その予定になっているかという御質問ですけど、予定には今のところなっておりません。というのも、これも所管の環境の課長会議の中でも

このオオキンケイギクの駆除ということで議題に上がるときがあります。やっぱりそれを見ますと、全然その駆除を対策していない市もありますし、もっと積極的に奨励金を出してやっている市もあります。広報とかPR、啓発活動に力を入れてやっているというのがほとんどの市の取り組みということで、それぞれの市の状況、温度差もあるところがあって、なかなか一斉にというわけにはいかないかというふうに思っておりますけれども、隣という御嵩町なんですけれども、今回うちのほうがこの環境税を使いまして補助金で市町村提案ということでお出しをしているわけなんですけれども、御嵩町がうちのほうの提案事業に興味というか、方法のお尋ねも実は担当レベルであります。こうしたことで御嵩町もいろいろ苦慮されていますけど、そういったことで、一度可児市のやり方を確認させてもらって、来年以降そうやってやっていこうかなあというお声はいただいております。

御質問の予定となっていますのは、そういうお答えということで、よろしく申し上げます。それと富田委員の御質問です。

今回、防除を行う箇所を重点事業の91ページに場所を書いておりますけれども、環境課は平成22年度からオオキンケイギクの分布調査をずうっとしております。3年に1回ずつ行っております。最新でいくと平成25年度の分布調査があります。これに基づきまして、特に今度やる場所は土田、下恵土地内の可児川の今春橋の右岸の上流部を行おうと思っております。これにつきましては、その分布調査の中で特に大規模な群生をした植生があります、この地域は。さらにこの場所は作業困難な場所であって、そういったところで今回その場所で行うというふうに思っております。

それで、どのくらいその箇所で駆除できるかという計画書も上げてありますけど、大体延長で500メートルくらいあります。昨年も、市の環境の職員で、一応勤務外でもこの防除をさせていただきましたが、それに基づきますと大体100袋、1袋が10キロ程度になりますので、1トンくらい駆除できるんじゃないかというふうに考えております。

ちなみに、先ほど言われたとおり、可児市は自治会の花いっぱい運動等で協力してやっていきまして、平成25年度から本格的に駆除をやらせていただきましたけど、平成25年度では431袋、自治会。平成26年度、ことしもやりましたけど、240袋くらい駆除できたということで、大体この委託では100袋で1トンくらい駆除をできるというふうに考えております。

続きまして、小川委員の形態と期間ということであります。

場所につきましては、先ほど申し上げたとおりのところでやらせていただくということであります。

業務内容的には、これは入札をかけまして、根から取っていただくという作業をしていただく。あわせてその場で土を落としていただくと。さらに、これについては完全に天日干しさせてもらって、完全に枯死、いわゆる枯らして、その作業もやっていただくと。さらにそれを袋詰めしていただいての一連の作業を委託するつもりです。その枯らしたものにつきましては、環境課のほうでささゆりクリーンパークへ搬入させていただいて焼却処分という流れで思っております。

期間につきましては、開花が地域によって若干違いますけど、あそこの場所はことしも確認しておりますので、5月から6月末まで、その点の天日干しして乾燥していただくまで、6月末まで2カ月ほどを予定しております。以上です。

委員（小川富貴君） 再質問させてください。

先ほど隣町の状況なんかもお尋ねしたんですが、罰則規定まで外来生物法であるのに、隣の自治体や多治見市でも同様物すごく川に出ているんですけども、こういう状況でもそれで自治体としてはよしとしていらっしゃるということでしょうか。

環境課長（高野志郎君） 他市の状況まではわかりませんが、先ほど言ったみたいに、それぞれの市、町もオオキンケイギクについては、どうやって防除していったらいいかというのは皆さん、どこの市も、先ほどの会議の中でも実はどうやってやるべきかなあというような声は上がっています。

かといって、オオキンケイギクは皆さん御存じのとおり、昔特定外来生物に指定されるまでは、道路ののり面の吹きつけとか堤防のところを吹きつけで、ちょっと僕も言葉を調べて、ワイルドフラワーとか何かいって、吹きつけをした経緯があるということですよ。実際、会議の中でも、これは国・県がそれを行ったんで、国・県が肅々とやってくださいという、課長会議では意見をそういうふうにとまめさせてもらって、そのときに要望させてもらったんですけど、財政的に他の市町村もいろいろあって、無理なのかなあというふうに思っています。ただ、今回うちがこの補助金を活用して提案をさせてもらったのも、下呂市と中津川市がこういった環境税を使って少しでも防除したいということで、市町村提案ということで上げられて、うちも前からどうやってやるかという部分でそれを参考にさせていただいて、今回この計画を出してヒアリングをさせていただきながら、この環境税を活用するというふうになっております。以上です。

委員（小川富貴君） やらなきゃいけないことを肅々とやっていくという方針に乗ってやっていってくださるというふうなところでお尋ねするんですけど、先ほど、自治会の花いっぱい運動のときに協力してもらったという課長のお話ですが、私も自治会の環境部をやっておりまして、花いっぱい運動を主体的にやったんですけど、残念ながら花の咲く時期ではないんです。花が咲けば一発でわかるんですけども、花の咲いていない、このぐらい出たところを取らなきゃいけないというので、それでそれだけ協力があるということはすごいことだというふうに改めて思ったんですけど、花の時期に一掃することは本当に簡単だと思うんですけども、そこら辺の捉え方と、もう1つ最後に、公共施設、特に学校ののり面に見事にきれいに咲きますが、川も確かに県等がやったところですからやるべきですけども、少なくとももしこれを標榜して市民に訴えかけてやるのなら、何でこんな公共施設をきれいにしておいて、自分のところの庭のちょっとばかりを取れということかというような御意見も聞きます。ぜひ公共施設のものは先んじて手をかけていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

環境課長（高野志郎君） 昨年、ことし、自治会にお邪魔したときに、全く同じ御意見が出

まして、特に目の前の可児川のところにも実はあるぞという話で、職員が時間内でも時間を見つけないが防除しますし、それから勤務外にもボランティアとして環境課の職員がやりましたけど、あわせてそういった声もありますので、担当課にもお願いをさせてもらう。そういったところも除草されるんですけども、実際は今の話で予算的な部分もあって、刈り倒し的な部分もあるので、根っこから取っていただけるかなあというお話も今はさせてもらっておるような現状です。それから、花のつぼみのときはわからないという、確かに僕も見てもわからんときもあるので、葉っぱがちょっと若干違うぐらいで、ですけども、花が咲いたときに取っていただくということでお願いして、さっきの分布図、3年に1回ですので、もうあと再来年、分布図の調査をしますけど、一昨年、平成25年にやったときは、かなり大勢で市民の方も協力していただいて、かなり減ったというような調査結果が出ていますので、これも長期的に継続的にお願いしてやっていくのかなあというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 77ページ、道路維持事業です。

予算の減額は現状満足度維持可能との判断か。市道補修順位決定の基準は何かです。

土木課長（丹羽克爾君） まず、予算の減額は現状満足度維持可能との判断かという御質問へのお答えでございます。

まず道路維持事業費の減額理由でございますが、平成26年度と比べまして3,673万6,000円の減額となっております。

この減額は、道路ストック総点検に関する委託料が点検業務のピークを越えたことに伴いまして、平成26年度の6,310万円から平成27年度は3,000万円に、3,310万円の減額をしたことが主な要因となっております。

予算決算委員会審査結果報告に対する対応でお答えいたしましたとおり、路線等の箇所づけをしていない地域要望等に対応する予算措置額といたしましては、平成26年度と比べまして1,300万円増額しております。

自治会等からの要望に十分応えられているかということでございますが、なかなかこちらにつきましては応えられていないところもございますけれども、いつもお話ししておることでございますが、要望や通報、道路パトロール等で発見されました支障箇所の確認は迅速に行い、緊急度に応じまして必要な対応を順次実施するよう心がけておるところでございます。

それから、2番目の市道補修順位の決定基準でございます。

主要な幹線市道につきましては、専用機器により路面性状調査を実施いたしまして、路面のひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から路面性状指数を算出いたしまして、対象箇所の洗い出しを行っております。

また、これに沿道の特性、これは居住状況でありますとか地域分類、また大型車の交通量



などを考慮いたしまして評価いたしております。

その他の生活道路につきましては、こうした調査は行っておりませんので具体的な指標は持ち合わせておりません。そのために、自治会要望と同様に全箇所を私ども土木課の課長と4名の係長で確認いたしまして、全市的な観点から公平に評価いたしまして、緊急度ですとか重要度などを勘案して決定しております。以上でございます。

委員（酒井正司君） 私は議員になって毎回同じ質問をしているということは、市民からの要望が絶えないということと、自治会の要望に十分応えられていないということ踏まえて、毎回同じことを聞いているんですが、道路の補修なんていうのは、まさにファシリティー・マネジメントの冠たるものだと思うんですね。一番市民に密着するところなんです。このマネジメントがしっかりできていれば、自治会要望の答え方も、今はこういう状態ですけれども、指数から見てこの程度ですよと、もう少し説得力のある回答ができると思うんです。非常に今の答弁を聞いていても、自治会要望の返答を見ても、非常にフアジーなんですよ。ということはマネジメントが十分できていないという理解なんですけれども、今後この後段の部分の順位決定の明確化といいますか、市民に説得力のある返答の仕方ってできませんかね。

土木課長（丹羽克爾君） 先ほど御説明いたしました路面の状況の指数でございますが、これのデータがございます。具体的に要望いただいておりますところ、路線ということである程度大きな枠でくくられて要望いただいておりますところが多いものですから、その中で私どもとしては500メートルごとぐらいのピッチで調査のデータ化をさせていただいております。そういった関係がございますけれども、今お話しいただきましたので、来年度以降、調査を行っているような主要な市道につきましては、そういった結果もあわせて御回答させていただくように考えてまいりたいと思っております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 79ページ、交通安全施設整備事業、非常に大切な重要な事業であるという点でお尋ねします。

事業費の前年度対比1億1,300万円減のかなり大きな金額の減になっていますが、影響ということをお尋ねします。

土木課長（丹羽克爾君） 1億1,300万円の減額でございますけれども、こちらは市道2211号線の事業量の減に伴うものでございます。

市道2211号線は、緑ヶ丘と羽崎を結ぶ道路でございますが、平成27年度に実施すべき工事といたしまして平成26年度に発注した橋梁残り、これは平成26年度に左岸側の橋台を発注いたしました。その残りといたしまして右岸側の橋台と、それから上部工の工事を積算した額でございますが、必要な額が確保されておりますので、影響ということでは考えておりません。

なお、通学路安全対策工事、こちらは通学路交通安全プログラムに基づくものでございま

すが、こちらにつきましては、昨年同額の500万円を確保いたしております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

平成26、27年度につきましては、あわせてお願いいたします。

委員（川合敏己君） お願いいたします。

資料番号3、80ページ、都市計画総務一般経費、かわまちづくり基本構想・基本計画策定業務委託料における、この「かわまちづくり」とは一体どういったものか。木曽川だけでなく可児川も策定しないのか。

委員（富田牧子君） 木曽川を生かした「かわまちづくり基本構想」とはどのようなものかということをお尋ねするんですけど、思い出すと10年ぐらい前に、川を生かした何か観光の何とかという事業があったような気がするんですけど、県のほうから。そのときにアクア・トトを見に行ったりとか、中山道的美濃加茂の施設を見に行ったりしたような話がありましたけど、そこら辺とどう違うのか教えてください。

都市計画課長（瀧瀬新吾君） かわまちづくりですけれども、これは河川が持つ活性化につながるような資源ですとか、魅力、あるいは河川における地域の活動とかアイデア、そういったものを生かして河川管理者の支援を得てまちと水辺が融合した良好な空間形成を進めるという国の制度、仕組みでございます。

河川管理者の支援としましては、河川区域内で治水上、あるいは河川管理上必要な施設を整備しまして、それをまちづくりに生かしていくといったものでございまして、例としましては、低水護岸、低い位置の護岸を遊歩道に利用したり、あるいは階段状に護岸をつくって休憩スポットにしたり、あるいは水辺に近づいたりできると、そういった親水性を高めるといったようなものがございます。

計画の区域としましては、河川管理者と具体的な事業について協議をしながら決定をする予定でございます。現在のところ、仮称「観光ランドデザイン（案）」に位置づけられた太田橋付近から下流の木曽川の左岸と、可児川については木曽川と合流するあたりを候補であるというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

副委員長（板津博之君） 同じく80ページの空き家・空き地バンク運営事業でございます。

開発から30年以上経過した住宅団地が対象で現在17団地であるが、平成27年度に新たに対象となる団地はあるか。

あと、重点事業説明シートのほうを、皆さん、もしお持ちであれば58ページをお開きください。

また、平成25年度の契約が、この58ページの指標の欄、空き家・空き地バンクの契約実績というところで、平成25年度から毎年契約が3件ということで、平成27年度も目標値として3件としておるんですが、今後契約件数をふやす方策はあるのか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） まず新たに対象とする団地でございますが、開発後30年を経過した住宅団地の中から候補を選んで、自治会に実態把握の協力を求めます。条件が整ったところから順次対象を拡大したいというふうに考えておりますが、現時点では具体的に決まっております。

それから、契約件数をふやす方策についてですが、平成27年度にはまず先ほどの対象の住宅団地をふやすことによって、登録の物件数をふやして選択肢を広げること。そういったことが契約数をふやすことにつながるといいますし、もう一つ、ホームページに動画や写真を載せまして、空き家・空き地バンクの認知度を高め、また仕組みをわかりやすく伝えたり、あるいは空き家・空き地バンクに登録してある住宅団地の魅力や住みよさをPRしていくこと、そんなことに取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

副委員長（板津博之君） 1点、動画というのはどういったものになるのでしょうか。

都市計画課長（瀨瀬新吾君） 動画は、まず空き家・空き地バンクの手続などを説明するものと、それから対象となる住宅団地の自治会に協力をお願いしまして、住みよさなどを、例えばいろんなイベントであったり、あるいは地域の風景であったり、そういったものを選んでいただいて、そういったものを動画という形で紹介しようというふうに今のところ考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（酒井正司君） 82ページ、土田渡多目的広場整備事業です。

他のグラウンドとの活用におけるすみ分けはどのようにお考えでしょうか。

都市整備課長（三好英隆君） お答えいたします。

まず、他のグラウンドにつきましては、現在スポーツ振興課が管理をしておりますK Y B スタジアムほか5カ所のグラウンドがあります。こちらにつきましては、主にスポーツ施設として活用、管理をしているところでございます。

今回、土田渡多目的広場の活用につきましては、（仮称）可児市観光グランドデザイン（案）に位置づけられた木曽川左岸遊歩道から鳩吹山一体の地域、またKルートモデルコース7の中間に位置し、木曽川や鳩吹山などの自然に安らぎ、癒やしを体感できるイベント、交流、スポーツ、防災拠点といった機能を有する、誰でもいつでも気楽に利用できる多目的広場の整備を目指しております。当地区の観光グランドデザインの主要な施設として位置づけ、活用していただく目的で整備をします。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（川合敏己君） お願いいたします。

資料番号3．92ページ、兼山生き生きプラザ管理経費です。

土・日の管理を臨時職員が行っていたものを委託することで予算が、説明では90万円ほどふえるということを聞いておりましたが、そのメリットは何か。お願いいたします。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） お答えいたします。

これまで兼山生き生きプラザの土曜日、日曜日、それから祝日の昼間だけなんですけれども、昼間の管理は臨時職員に任せてまいりました。しかしながら、臨時職員の方にも当然有給休暇とか、それから特別休暇がございまして、そういうのを使って勤務できない日には兼山生き生きプラザの正職員がかわりに出勤をして管理をしてまいりました。

しかしながら、このようなやり方で何とかしのいでまいりましたけれども、私の聞いている限りはございませんけれども、臨時職員の方が何らかの理由で急に勤務ができなくなるという可能性もありまして、実際にあった件としましては、臨時職員のかわりに勤務することになっていたんですけれども、その正職員の身内に不幸がございまして、かわりのかわりを探すのに大変苦労したというようなことも現実的にありました。そこで、本年度で現在の臨時職員の契約期間が終了するというのもございまして、来年度からは業務委託をするということによって、市としての労務管理も不要になり、それから正職員は日常業務に専念することもでき、利用者の皆さんにより質の高い行政サービスを提供できると、このようなメリットを考えております。以上でございます。

委員（川合敏己君） ありがとうございます。よくわかりました。

大体その臨時職員を委託にすることで予算が90万円ほどふえるというのは、それは事業者に対して支払う額がそれだけあるということでしょうか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） はい、90万円ふえるというのは、予算の説明のときにこの兼山生き生きプラザの管理経費の委託料全体として90万円、次年度はふえますという説明はさせていただきます。ただ、そのうちの60万円ほどは兼山生き生きプラザの建築基準法の12条による点検業務、これが新たに生じますので、その分も含めて90万円という説明をさせていただきますので、実際には委託先の会社に必要な労務管理であるとか、それから事務費、それからその職員に与える制服等々で30万円ほどのアップという計算で計上をさせていただきます。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（勝野正規君） 92ページ、文化創造センター維持経費でございますけれども、文化創造センターの大規模改修調査業務委託ということで1,000万円計上されておられますが、今の時点で来年度以降、大規模改修が何か必要なものがあるかというのを見込んでおられるかを教えていただければありがたいです。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） お答えをいたします。

文化創造センター a l a ですが、平成14年7月にオープンしまして、本年度でオープン以来13年目となっております。一般的に劇場や音楽ホールにつきましては、建築後15年から20年程度でその施設とか、あるいは舞台とかに大規模な改修が必要ということになっております。a l aもその時期にかかりつつあるために、今年度、それから来年度にかけて現状を調査いたしまして改修の必要度合いを確認しまして、どの程度の経費が必要となるか、それを把握するためにこの委託料を計上させていただいております。

したがって、現段階でどの程度の規模の改修になるかというのは把握できておりませんので、御了承いただきたいと思っております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（中村 悟君） 市民スポーツ推進事業のところでお伺いします。

これはこのページではないんですが、同じ資料3の16ページに書いてありますが、プロ野球の二軍戦について書いてありますが、その予算と内容についてお伺いいたします。

それと、イベントというのがありますが、イベントの具体的な内容は。

それから、スポーツに親しむ日という事業がありますが、その詳細を教えてください。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それではお答えします。

プロ野球二軍戦につきましては、ただいま委員がおっしゃられましたように、体育連盟の事業として行いますので、予算としましては体育連盟活動補助金の事業費として、補助金として計上させていただいております。予算額につきましては、240万円を予算として上げさせていただいております。

内容につきましては、6月の下旬に開催を予定しておりますが、体育連盟で実行委員会を組織して進めてまいりますので、具体的な詳細については承知しておりません。

スポーツに親しむ日事業としましては、地域・経済の元気づくりの重点事業にも上げさせていただいておりますが、K Y B スタジアムなどの体育施設を活用したイベントを企画しております。

F C 岐阜、ラモス監督のサッカー教室の開催など、市民の方や近隣から多くの方が来ていただけるようなイベントにしたいと考えております。

その他のイベントとしましては、平成28年9月に岐阜県内各地で開催されます全国レクリエーション大会が開催されます。これの誘致をしたいと考えておりまして、この大会については全国レベルの大会ですので、軽スポーツ、レクリエーション、こういうものについて全国から多くの方が可児市を訪れていただけるということが期待できます。そのイベントが平成27年度に県内で開催されますので、可児市でもサテライト会場の一つとして誘致していきたいと考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 96ページのところの総合型地域スポーツクラブですけど、UNICを1カ所に統合して、事務所ですけど、今度はクラブマネジャーをUNICの直接雇用とするということの理由について伺います。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それではお答えします。

UNICにつきましては、当初から自立・自主的運営を目指していくということで進めてまいりました。その中で、各地区のそれぞれのUNICの会長、マネジャーを初め、検討をしてきていたところでございますけれども、昨年度事務所の一本化など、自主運営に向けた改革を進めてまいりました。

その中で、今までマネジャーの立場としましては市の臨時雇用という立場でございましたけれども、現在それを市の事業と並行して行うのではなく、直接自主的な運営を行う上での取り組みの一つとして直接雇用というふうにさせていただいております。

委員（富田牧子君） それで、今回の予算を見ると、昨年よりは減っているわけですけど、クラブのマネジャーは何人いて、今までの臨時雇用のときはどれぐらいの賃金でしたか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今現在ですけども、それぞれ4カ所にUNICのマネジャーが常駐しておりましたので、4名体制で行ってございました。これにつきましては、事務所を統合したことによって、それぞれのマネジャーの共有を図る、データの共有とかいろんなことでの共有を図ってまいりましたので、その辺における事務量もかなり減ってきたというふうに認識しております。

平成27年度につきましては、3名の守衛職員と、あと入会のときにの忙しい時期にはアルバイトを、臨時職員を雇用するような形で運営をしてければというふうに考えております。

委員（富田牧子君） 賃金の話聞いたんですけど、それで本当にこの直接雇用をすることによって、こういうふうに補助金がどんどんまた減っていけば、なかなか直接雇用というのも大変なことだと思うんですけど、今後の見通しとして、UNICはもっともっと広がって、それで皆さんから参加のお金も入って、立派に経営していけるというふうにお思いですか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） UNICにしましては、先ほども申しましたように、自立する中で自主運営をしていくという目的の中で、やはりその中で自主的に財源の確保ということも必要になってくるというふうに思っています。

ただ、市としましては1市民1スポーツの推進という意味では、子供から大人までみんなが活動できる、「いつでも、どこでも、誰とでも」という理念のもとに事業を行っておりますので、これからも財源的なことも含めまして十分支援をしていく必要はあるというふうに思っております。

それからもう1点でございますけれども、先ほどの中で、UNICにつきましては、スポーツに特化したクラブとして今始めておりますので、文化の講座につきましても精査をさせていただいたというところでの人員の削減といえますか、3名の体制プラス1名のアルバイ

トというような形にさせていただいております。

委員（伊藤健二君） 4カ所4人いたものを3人プラスアルバイトにするということと、文化部分は特化したのでなくなっているんで、その部分が人数的にも反映しておるという説明があったという理解でいいですね。

あとは、市の直接の場合だと最長5年という期限設定があって、もう前からやっている人も多いと思うんで、直接雇用にかきかえることによって、こうした雇用制限といいますか、期間問題についてはどう切りかわりますか。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） ただいま伊藤委員がおっしゃられましたように、市の雇用ですと5年という期限が設けられておりますけれども、直接雇用にすることでその期限がなくなることですので、マネジャーとしましても長期にわたり運営ができていくということで、さらなる魅力のあるUNICを目指していけるというふうに認識をしております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 最後になってきました。

資料ナンバー2・211ページ、下水道事業です。

先回の質疑のときにお尋ねさせていただいたところですが、役務費の中に通信運搬費260万円ほどが書かれています。これに下水道未接続世帯への勧奨がここに含まれているというふうに御説明をいただいたわけですが、接続勧奨はこの260万円の中で何件分で幾らになっているのか。未接続世帯はどれほど今現在であるのか。それは特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業についても同様にお伺いします。

下水道法の免除規定があります。これは読み上げていただいてもいいんですけども、その免除規定をどういうふうに理解したらこういう形になるのか、きちんと御説明ください。

水道部長（村瀬良造君） 小川委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書の211ページなんですが、ここの12の役務費の通信運搬費の中に下水道接続の啓発の費用が含まれていることは、前、回答させていただいたとおりなんですが、この230万円の内訳を申しますと、約210万円が市内に100カ所以上ありますマンホールポンプと電話回線を用いて監視するための施設システムができておりまして、これの電話料金が約210万円ほど計上されております。そして、啓発に用いるお金といたしましては約20万円を計上させていただいております。これにつきまして、啓発に用いるはがき代金など、こういったものに充てる予定でございます。したがって、件数ということではないんですが、この費用といいますのは、はがきですと約3,800枚の購入代金という形になっております。

そして、続きまして未接続世帯ということなんですが、これにつきましては、水洗化率は原則的に人数でカウントすることになっておりますが、これはある程度加工した数字になりますので、今わかっている範囲で一番正確な数字ということでお答えさせていただきますが、

これは水道メーターを基準にした件数ということで回答させていただきたいと思います。

今、可児市の公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業全体の区域内にあります水道メーター数が3万1,528件、これは人が住める状況になっている水道メーターということで、散水栓のみとかそういったものは除外しております。このうち、下水道に接続していない件数は全エリアで2,629件となっております。この数字は、例えば集合住宅などは入居世帯数に関係なく1件というふうにカウントされているということはあらかじめお含みください。

そして、事業別の未接続なんですけど、公共下水道区域内の水道メーター数が2万9,015件に対しまして未接続の水道は2,411件、特定環境保全公共下水道では1,723件に対しまして177件です。農業集落排水事業では790件に対して21件となっております。

続きまして、下水道法の免除規定をどのように解釈しているのかという御質問なんですけど、委員のおっしゃられました免除規定といいますのは2つございまして、下水道法10条の第1項のただし書き、そして11条の3第3項のただし書きになるかと思っております。第10条のただし書きと申しますのは、公共下水道の供用開始後は遅滞なく下水道接続のための排水設備を設置しなければならないという原則に対しまして、特別の事情により下水道管理者の許可を受けた場合、その他政令で定める場合はこの限りでないという規定でございまして。これは下水道法の逐条解説によりますと、許可要件を間接冷却水やプールの水など公共用水域に直接放流しても水質汚濁の影響が出ないと認められるものなど例示しておりまして、許可に際しては工場や事業所の付近に下水を排水しても水質保全面で全く問題がない公共用水域があるかということを経営的に判断いたしまして、あるいはまた将来の排水の水質確保を許可の条件とするというふうになっております。

もう1つの規定は、第11条の3の第3項のただし書きなんですけど、くみ取り便所については、処理開始の日から3年以内に水洗便所にしなければならないこと、これを履行しない者に対して下水道管理者は改造命令を発することができるという規定に対しまして、建物が近く除去、あるいは移転される予定のある場合、改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合など、水洗便所に改造していないことに相当の理由があると認められる場合はこの限りではないというのがただし書きの内容でございまして。

やはり、この規定につきましては、逐条解説ではこのただし書きに例示されるような改造しても実益がない場合や資金的な事情から改造が困難な場合には改造命令を発することができないという解釈がなされております。

したがって、当市もこれを踏襲いたしまして現在のアンケート結果等を見ますと、資金面での実施が困難という世帯が多いということをお考えすると、改造命令を出して強制的に改造させるということがかなり困難だということで、今のやり方の啓発ということを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員（小川富貴君） 丁寧な説明ありがとうございます。

初めてきちんとした文章として理解していただけたんじゃないかと思っております。



質問です。通信費の中の3,800枚がはがき代とすれば、3,800枚に当たるという答弁でしたね。加工したものであるけれど、公共下水道ではまだ未接続が2,629件ですか、件数でいえばおおよそ。そうすればそれに農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道を入れておおよそ3,000件ぐらいになるんですけど、この枚数が合いませんが、そこら辺は合わせていらっしゃるという理解でしょうか。まずそこから。

水道部長（村瀬良造君） 若干数字の訂正をさせていただきたいのですが、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、全エリアで合わせて2,629件でございます。

先ほども説明させていただきましたが、公共下水道だけですと2,411件というような数字となります。

それで確かに委員がおっしゃられましたように、先ほど申しましたはがき3,800枚分というのはあくまでもこの程度の予算ということございまして、実際の啓発の仕方というものにつきましては、今までの過去の経緯を加味してはがきでやるのか、あるいは今度は往復はがきでアンケートを兼ねてやるのか、これは通常平成23年にもやっておりますけれども、どういう方法をとるのかとか、あるいは1対1の面談をして話すために電話でやろうとか、いろんな手法があると思うんですけども、この辺についてはまた慎重に考えてやっていきたいというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 先ほどから啓発というふうにおっしゃっています。法がある、10条1項、11条3項の紹介してくださいました。10条には当たらないと思います。許可はされていないわけですから。結局、免除はこの11条に沿ってやられているだろうというふうに思います。答えから。考えてみますと、この理由から、要するにお金がないだろうというふうに考えていますというふうにおっしゃった。勝手に考えていらっしゃるわけです。要するに、本当にお金がないのかどうなのかの調査はされていないわけです。今に至っても。アンケートという形で何年かに1回、これは3,800枚で3,000枚弱だったら、毎年行っているように思われるんですけども、毎年は行っていないはずです。何年かに1回アンケートとしてはがきが行くだけで、本当に個々の理由を把握しないままお金がないだろうと考えて免除規定が当てられているという実態については、いかがでしょうか。以前の課長は直していかなきゃいけない、早急にやっていかなきゃいけないというふうにお答えになっていらっしゃるんですけど、またそれも戻っているんですけど、そこら辺はどうなんですか。

水道部長（村瀬良造君） 先ほど、資金不足というお話のことを話させていただきました。これは私たちの推測だけではなくて、今回ではないんですが過去にアンケートをとらせていただいたときに返ってきた回答の中では資金不足が一番多かったと。ただ回収率は確かに非常に悪いのですが、そういった意味では全部を代表しているということはないかもわかりませんが、資金不足ということを理由の第一に上げられるというのは、一番多かったです。これはまるきり私どもの推測だけということではございません。また、先ほども申しましたように、法律そのものに改造命令は出せるとうたっておりますが、ただし、資金不足は資金計画が立たないとかそういったのは改造命令を出すことはできないというような解釈が逐条解

説でもなされておりますので、この辺の法律の厳格な運用というのは、本当に慎重にやっていかなければならないということを考えますと、現時点で私どもができますのは、とにかく啓発というのが最も重要なやり方じゃないかなというふうに考えております。

ただ、今の状況を見てみますと、ことしの下水道接続の件数はまだ2月末ぐらいなんですけど、大体500件近く来ておる中で、大体九十何件が合併浄化槽、くみ取り便槽からの接続がえという形で来ておりまして、過去5年間で大体650件ぐらいが接続がえということで来ておりますので、徐々にではありますけれども、浄化槽から、くみ取り便槽から下水道へ接続するという件数がふえておりますので、またこれにつきましては、本当にこういったこともありましたので、啓発とにかく力を入れていきたいなというふうに現時点では考えております。

委員（小川富貴君） 合併浄化槽じゃなくして、公共用水に問題が生じるところは把握されていますか。

水道部長（村瀬良造君） 下水道に接続しないことによって公共用水域の水質に問題が生じているところがあるかないかということでしょうか。

そういった意味では、こちらのほうでは具体的に調査をしておりません。

委員（小川富貴君） 問題にしているのは、そういったところですか。それも承知のはずだと思います。下水道法は、やっぱりアンケートでとってこうだろう、回収率も悪い、何年に1回だけのアンケートではなく、個々に対してどうなのかということだと思いますよ。免除できないは。その把握もしないで、だろうというところでやられていることに問題はないのですかというのを最後に聞きます。

水道部長（村瀬良造君） 済みません、もう少し詳しい現状把握というのはする必要が確かにあるかと、委員のおっしゃられるとおりあるかというふうに考えております。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 最後になりました。

資料ナンバー3、131ページ、建設改良事業費です。

本事業ライフライン強化によって、震度5強に耐えられる管の割合はどれほどになるのでしょうか、お尋ねします。これって、耐震のレベルってありましたよね。そのレベルで紹介して教えてください、パーセンテージで。

水道課長（田中正規君） それではお答えいたします。

ライフライン機能強化等事業によります管路耐震化整備は送水管などの重要な基幹管路を対象に行っております。今、委員がおっしゃられましたレベルでいいですとレベル2です。東日本大震災とか、この辺でいえば南海トラフに耐え得るような震度に対する改修を行っておりますけれども、御質問の震度5強に耐えられる管の割合ということは、これはレベル1に相当すると思うんですけれども、通常起こり得る地震度でございますけれども、

これにつきましては、現在基幹管路の延長約78.8キロメートルのうち約47.1キロメートルが、約60%ですが、これがレベル1の震度5強に耐えられる管の割合でございますが、平成27年度の事業によって、約2.5キロメートルの延長が耐震化されますので、約3%ふえまして63%が震度5強に耐えられる管の割合になります。以上でございます。

委員（小川富貴君）　じゃあ、おっしゃったレベル2は何%ですか。

水道課長（田中正規君）　レベル2でございますけれども、これは現在35%でございます、これを耐震化することによりまして、今回の事業で38%になってきます。以上でございます。

委員長（伊藤　壽君）　よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で終わります。

そのほかの質疑を許しますが、質問される方はお1人質疑1回につき1問としてください。

委員（富田牧子君）　91ページのところに社会教育委員の報酬が載っているわけですけど、実は平成25、26年度の可児市社会教育委員の会議のまとめというのをいただいて、私は読んだわけです。そうしたら、本当にこんな立派な方々を委嘱して、36ページにどういう方がなっているかというのはあるんですけど、それで皆さんどうい活動をしていいかわからないというふうなことがずうっとあって、子育て応援フェスタに参加したと、それが活動でしたというふうに書いてあって、私としては、この社会教育委員をどうするかという話がずうっとこのところあるわけですけども、このような忙しい、それぞれ立派な活動をしてみえる方々に寄っていただいて、こういう程度のことをやる必要があるのかというか、手を煩わせて、本当に皆さんすばらしい方ばかりでそれぞれの分野でいろいろやっていただいている方になおかつ社会教育委員として何かやれというふうなことがあるのかどうなのか、ちょっと見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

生涯学習文化室長（堀部建樹君）　お答えいたします。

委員が言われましたように、今の方々は平成25、26年度が任期でございます、今回かわられるんですが、その前の平成23、24年度におきまして社会教育委員の今後のあり方ということを検討をしていただきました。その中でも、子育てとかそういうことに力を入れていくべきではないかというようなことが結論の一つとして出ているんですけども、その前に言われるように、社会教育委員とは一体何ぞやという一般的なことがございまして、それはその当時の社会教育委員もよく御存じだったものですから、とにかく、まず存在のアピールをしよう。我々はこういうことをやって活動しているんですよ。そういうことが知られないものですから、では今回はその第1弾としまして、こういう人が集まるところへ出て、それで我々もこういうことをやっているんですよということをまずアピールしようということになりまして、その結果が子育て応援フェスタに社会教育委員の会議として出てみようということになりまして、そういうことになったというのがございます。

一般的にそれほど認知度が余り高くないと、現実的に、ですから、まずそれを少しでも上げていきたいということがそもそもの発端でございます、まずその端緒としまして、こ

の2年間で、今年度ですけれども、子育て応援フェスタに出ていただいたというような経緯がございますので、私どもとしましては、それはスタートいたしまして結構なことではないかと。それでもっと社会教育的なことをテーマを絞り込んで、今度また新しい方々で2年間活動していただければいいと、このように考えております。

委員（富田牧子君） それぞれの方が役があって、忙しいような人ばかりですよ。ここを見て。本当にその社会教育委員ということで活動してもらおうと思うんなら、またもうちょっと違う形で人をお願いするとか、私はこれを読んでいて、本当にお気の毒という感じがいたしました。それぞれの方がそれぞれのところで本当に忙しい、その活動をやるだけで大変あれだと思いますので、さらにその上にボランティアまで、こういう子育て応援フェスタのボランティアまでやれという話では、これは本当にどういうものかなと思って、本当にそのことに専念してもらえる人をやっぱり選ぶべきですし、充て職みたいにあれもこれもやっていただくということ、そのことがすなわちやっぱり社会教育委員の活動の低下を招いているような気がしますけど、それぞれの方は一生懸命それぞれの分野でやっているということは認めた上で、社会教育委員としてどうなのかなというふうに思ったから、ちょっと言わせていただきました。

委員長（伊藤 壽君） 質疑はよろしいですか。

委員（富田牧子君） 今年度もこのような人選で行われるわけですか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） 基本的路線としましては、この平成25、26年度でやっていただいた方々の立場のような方を選出したいと思っております。

委員長（伊藤 壽君） それではそのほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、これで質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。執行部の方、ちょっとお待ちください。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の皆さんは大変お疲れさまでした。御退席をください。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、さきの予算決算委員会の進め方において、皆さんに御提案しましたように、今回の予算案の質疑及び審査を通して、今後の予算執行に向けて、可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項、または附帯決議を付すなどについて議論するために自由討議の動議があ

りましたら、委員会に諮りたいと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

委員（酒井正司君） 質問の件数もそうですし、これからの可児市を考えるときに、2点提案したいと思うんですが、1つは多文化共生事業、特にこの地域リーダーというものがキーパーソンとなるかと思しますので、これの長期計画をしっかりと練って取り組んでいただきたいということ。

もう1点は、国際交流ですが、レッドランドシティとの多分姉妹提携を結ぶんですが、市民も巻き込んだ多文化共生というような国際都市に近い環境にあるわけですから、それにふさわしい幅広い交流に向けての取り組みに発展するようにお願いをすることで、以上2点を提案します。

委員長（伊藤 壽君） ただいま提案がありましたけれども、この動議に対して賛同する委員の方はお見えですか。

済みません、動議に対して、よろしいでしょうか。

委員（伊藤健二君） 自由討議をしたいという動議に対する賛同ということですね。

委員長（伊藤 壽君） はい。

では、賛同委員が見えますので、済みません、自由討議といたします。

ただいまの意見を取り上げます。

それではこの件に関して、ただちょっと前後しましたけど、動議を認めていただいたということで、酒井委員から発言があって、2点ほど、多文化共生事業と国際交流についての動議がございましたということにいたしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、ただいまより自由討議を認めます。

この件について御意見はございますでしょうか。

挙手をして発言をお願いいたします。

委員（富田牧子君） 酒井委員にお聞きするんですが、市民を巻き込んだというのは、例えば具体的にどういうことをイメージしておっしゃって、先ほどの提案の中で。

委員（酒井正司君） 先ほどの答弁でここに少し食いつきたかったんですが、最後に市民を巻き込んだという表現があったんですね。だから執行部に聞きたかったんですが、いずれにしても、現在の例えばクリーブランド高校にしる、南帷子小学校にしる、本当にごく一部にしか働きかけをしていないと思うんですね。これでは本当に国際交流と言えないし、今までの口夕島との交流を見ても、いかにも可児市ってそういう国際的な視野に欠けるなあということを強く思うもんですから、もう少しセンスアップして幅広く多文化共生なんていうまちでもあるし、美濃加茂市も含めれば、この地域というのはそういう特性を持っていると思うんです。ですから、今の地方創生なんかもひっくるめて特色を出した幅広い活動に結びつけたらどうかなあと思います。

委員（山根一男君） 私はその多文化共生事業のほうで特に地域リーダー育成のプログラム

というのを今回非常に評価しているんですけども、一方でやはり地域の人からの地域リーダーも必要じゃないかなあと思うんですけど、要は今酒井委員がおっしゃったように、可児市は全国的にも外国人比率が多分ベスト3とかナンバー3あたりに位置する非常にある意味先進的なところですので、その割にはなかなか外国人と市と交流する機会が少ないのじゃないかな。もちろん多文化共生センターフレビアとかいろいろと先進的な取り組みはたくさんやっているんですけども、それは市民レベルに落ち込んでいないような気がしまして、多文化共生センターフレビアに行ってもやっぱり外国人の方は多いんですけども、日本人の利用はそんなに多くないようですよ、何かその辺の、この地域リーダー育成が一つの突破口になるのかもしれませんが、それが呼応するように、こちらの住民からもそういうプログラムというか、呼応するような仕組みも必要でしょうし、いずれにしましても、この多文化共生というのはもっとソフト面で進めていっていい仕事だと思いますので、市民の盛り上がり、先ほどの国際交流もそうですけれども、市民の盛り上がりをどうつくり上げていくかということをもう少し工夫が必要ではないかなと思います。

委員（中村 悟君） 今の酒井委員の意見ですが、本当におっしゃられるとおり、特にオーストラリアとの交流の件ですが、今、小学校とか高校というのが先に行っていますけれど、市民全体といってもぼやけちゃうんですが、やっぱり商業の関係とか、観光の関係とか、何かそういう分野別にでも、もうちょっと積極的な働きをしてもらえるように発展させていってもらえるとありがたいなという意味で、賛成したいなというふうに思います。

委員（富田牧子君） 前に何か提言したことがありますよね。

〔発言する者あり〕

だから同じじゃやっぱりいかんもんで、さらに進歩をさせないと提言としてはいけないと思うし、国際交流というのと多文化共生と使い分けておるね。ちょっと私はそこが本当に気に入らないところなんですけど、市の対応として。

ちょっとわからないから教えてほしいんですけど、姉妹都市提携はする予定があるのかどうなんでしょうかね、可児市としては、その何とかということと。

委員（川合敏己君） それも踏まえて多分調査に行きたいんじゃないんでしょうかね。可能かどうか、とりあえず。

委員（伊藤健二君） この重点事業説明シート44ページには事業目的が明記してあって、事業名、国際交流事業については事業目的の最後の部分で、要するに地域経済の発展のため、海外都市と連携し事業展開を図る。

まだ、海外都市と姉妹都市連携を結ぶとかまでは言及していないけど、もう方向性は出てる、そこで。だから、入り口は子供たちのコミュニケーション云々から始まっているけど、帰結は地域経済発展のための連携事業展開ということだもんで、要するに1から始めて10まで全部含んじゃっているというのがあれです。ただ、使い分けていますね、国際交流と多文化共生とはとやっているんで。極めて、その辺について、意見があるなら意見をちょっとまとめないと、これはこれで既に走り始めているという認識は必要でしょうね。以上。

委員（小川富貴君） 私は、この国際交流の事業に対しては当初からどうも自分の中で違和感があるのは、国際交流ってミューチュアル・アンダースタンドって、互いの理解なんです。すぐ交流って国際に飛んで、外国じゃなくて、お互いに理解し合うというものが基本にあるはずなんです。一方では、可児市にいる外国の子供たち、十分に交流できるんです。これもミューチュアル・アンダースタンドなんです。お互いに理解し合う。遠いところで、何かアカデミックか文化か何かわからないんですけど、そういったものに手を出す前に、もっとやれることがいっぱいあるのじゃないかなあと、そここのところをちゃんとできて、初めて国際交流というようなことになるんじゃないかなあとと思うんです。今の現状の中で、本当にそれができるのか、ちょっと私は不安に正直思っているところです。

副委員長（板津博之君） 参考までに申し上げますけれども、昨年の9月議会で、国際交流事業についてということで提言しておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。

国際交流事業については、観光、経済、文化、芸術、人材育成などの観点を取り入れた長期ビジョンを策定することという提言を昨年の9月に出しておりますので、御承知おきください。

委員長（伊藤 壽君） ほかに。

委員（伊藤健二君） それで、長期ビジョンは出たんですか。

副委員長（板津博之君） 私が答えるんですか。

委員（伊藤健二君） いえいえ、出したんでしょう。委員会として出して、それに対して執行部は何らかの反応をしていないわけ。

議会はまあちらっと見て、あとは市長が先頭立って言うてくるというのなら、きょうは川上議長がおらんで、ちょっと寂しいけど。もうちょっと、実は具体化した方向なんですと言ってくれば言ったではっきりするけど、それに対してどうなんやという議論になるけど。要するにやりとりになっていない、僕が言いたいのは。その点については、もうちょっと。

委員長（伊藤 壽君） 今の質疑に対して、ちょっと副委員長のほうから初日に予算決算委員会に出した提言についての回答を執行部のほうからいただいておりますので、それを再度読み上げてもらいます。よろしくをお願いします。

副委員長（板津博之君） それでは、執行部からの対応について読み上げさせていただきます。今の国際交流事業についてという提言に対する対応ですね。

平成27年度の対応ということで、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造のため、多文化共生社会の創出、国際人感性を持つ人材の育成、市民と行政が役割を担い市民が主役の都市交流、国外の都市とのネットワークを構築し、地域や産業の活性化を図ることなどを視野に入れ、可児市の魅力を発信するとともに、長期的視点も取り入れながら戦略的に国際交流事業を推進しますということで、平成27年度の予算措置として予算額が245万8,000円ということで書いてございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 以上のとおり回答がありました。御意見。

委員（小川富貴君） 戦略というふうに書かれていたというのはすごく目新しいというのか、

戦略というのは、いわゆる目標を持ってそれに合理性を示した指標を持って、どのぐらいの目標、どういう目標達成に向かってどういう努力をして、どの程度の成果を出していくというのを合理的にあらわすのがいわゆる戦略だというふうに思っています。それは行政の仕事においても。市長はややもするとやってみなわからんというようなことをよくおっしゃるんですけど、もし戦略という形で執行部が明確に出しているとしたら、ここら辺の目標だとか成果を具体的な合理性を持って示してくださるような形を議会としては望めるのではなからうかなというふうに思いました。

委員長（伊藤 壽君） それでは先ほど酒井委員のほうから発言していただきました意見について、これについて御意見のある方。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それ以外に、御意見ございますか。先ほど酒井委員が出された以外についての御意見ですが。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、ただいま出ました意見についてまとめまして、副委員長のほうからちょっとまとめて発表していただきます。

〔発言する者あり〕

委員（亀谷 光君） 意味としてよくわかるんですけど、先ほど今年度の予算をつくるときに、先ほどきちっとした執行部で答弁をしているんですよ。でもなかなか見えてこないからああいうふうに発言があって、私も酒井委員に言われてあと思ったんだけど、これを再度委員会にもう少し、再度要望するという形で提案しておくだけでいいんじゃないですか。

一応名文句で、執行部は答えていますね。それに基づいて新年度予算をつくったと言っておるんですよ。そういう表現をしていますよね。先ほどの前のとき。

だから、同じく状況でもう一度というふうにするのかせんのかということですが、どうなんでしょうね。

委員長（伊藤 壽君） それをただいま順番にやっていっていますけど、今まで皆さんから出た意見を、今ちょっと副委員長のほうから簡単にまとめてもらいますので、それ以後、次の委員会で十分、もうちょっと審議してもらいたいというふうに思いますが。

委員（亀谷 光君） はい、わかりました。

副委員長（板津博之君） それでは、私のほうからただいま皆様からいただいた御意見をまとめさせていただきます。

酒井委員のほうから2点提案がありまして、1点目が多文化共生事業。これについては、地域リーダー育成プログラムということが今回の予算で盛り込まれておりますけれども、今まで多文化共生センターフレビアが多文化共生の拠点ということであったわけですが、



まだまだ外国人の方と日本人との交流がしっかりと持っていないと。いまいち多文化共生の中で日本人と外国人とのコミュニケーションがとられておらないのではないかとといったことで、もっと地域のほうでも外国人と日本人の交流が行われるような、そういった人材を育成していくということをしっかりやっていっていただきたいということだったというふうに思います。

2点目としまして、国際交流事業については市民全体を巻き込んだ事業とするということではあるのですが、まだまだ戦略的、いわゆる経済的な分野だとか、はたまたこれが姉妹都市提携のほうに方向性が向かっていくのかという部分が明確に見えてこないのも、そういったことをもっと具体的に示したような事業としていく必要があるんじゃないかというようなことだったかと思います。

不足があれば、またどなたか補足をしていただければいいと思いますが、私のほうからは以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） ただいままとめていただいたことであると思います。

よろしいでしょうか。

委員の方で御意見のある方、挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手する者なし〕

それでは、ただいまの皆様の意見を概略ですが副委員長にまとめていただきました。

ただいまの副委員長のまとめをもとにしまして、再度きちっと取りまとめまして、3月18日に開催する予算決算委員会に諮ってまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。

これで終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

本日はこれにて散会をいたします。なお、次回3月13日、午前9時より予算決算委員会、教育福祉委員会所管部分を行いますので、よろしくお願ひいたします。本日は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時45分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月12日

可児市予算決算委員会委員長